

副 本

令和2年(行ウ)第344号

L I N Eを用いたオンラインによる住民票の写し交付請求サービス適法確認請求事件

原 告 株式会社Bot Express

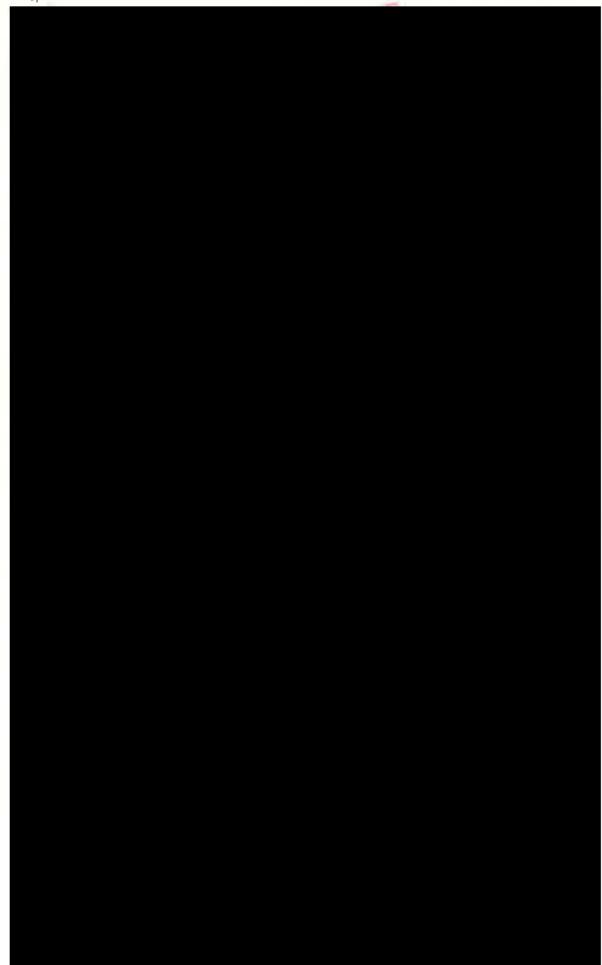
被 告 国

証 抱 説 明 書 (1)

令和3年2月26日

東京地方裁判所民事第51部1C係 御中

被告指定代理人



略称等は、被告書面の例による。

書証番号	標　　目	原本・写しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙1	逐条解説デジタル手続法(抜粋)	写し	R2.4.30	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室デジタル・ガバメント担当	デジタル手続法がIT政策に関する基本法制全体を受けて制定されたものであること及び個人情報保護法制が求める個人情報保護の要請は、デジタル化に對して必要な制約と位置づけられること。	
乙2	住民票の写しの交付制度等の見直しについて(報告書)	写し	H19.2	交付検討会	住民票の写し等の交付請求の主体と目的を一定の要件に該当する場合に限定するとともに、住民票の写し等が交付される中で、一部において、なりすまし等の不当な手段による交付請求が行われていることを踏まえ、本人確認等の手続を整備することとされ、その実効性を期するため、法令に明確な根拠が設けられたこと。	
乙3	全訂住民基本台帳法逐条解説(抜粋)	写し	H26.12.10	市町村自治研究会	住民票の写し等の交付請求の主体と目的を一定の要件に該当する場合に限定するとともに、住民票の写し等が交付される中で、一部において、なりすまし等の不当な手段による交付請求が行われていることを踏まえ、本人確認等の手続を整備することとされたこと。	
乙4	交付検討会第2回議事録	写し	H18.10.17	交付検討会	住民票記載の情報は、個人情報保護の観点から本来本人が開示請求できるものであり、本人以外の者が請求できるとするには公益上の理由その他の理由を必要とするのが適当と解され、請求に当たっての本人確認等の手続の整備が検討されることとなつたこと。	
乙5	高市総務相渋谷区スマホアプリで住民票交付「安全上問題」	写し	R2.4.3	NHK	高市総務大臣(当時)が、定例記者会見において、本件サービスについて、画像の改ざんやなりすましの防止といったセキュリティの観点及び住基法の観点等から問題があると思われること、総務省としては、オンラインで住民票の写しの交付を請求する場合には、電子署名を付して本人確認を行う必要がある旨を助言する通知を全国に発出するとともに、渋谷区に対しても丁寧に説明し改善を促したい旨発言したこと。	